

改正の概要

1 主な改正の理由

- (1) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の施行により船員保険の失業部門と雇用保険制度が統合されたため
- (2) 事務手続きの変更による一部改正等

2 主な改正の内容

- (1) 題名を高知県訓練手当支給規則に改める
- (2) 第 2 条第 1 項第 1 号中「第 12 条」を「第 20 条」に改める
- (3) 第 2 条第 3 項を追加
- (4) 第 2 条第 4 項第 3 号の削除
- (5) 第 5 条第 4 項を追加
- (6) 第 7 条第 1 項の一部改正
- (7) 第 9 条第 5 項の一部改正
- (8) 第 10 条の一部改正
- (9) 第 11 条の一部改正
- (10) 第 12 条及び第 13 条の削除
- (11) 様式の改正

3 施行期日

平成 22 年 11 月 26 日